

2021年1月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂 4 版 2 刷 (2019 年 9 月 20 日発行)

ISBN 978-4-86486-636-1

改訂内容

改訂頁・行	改訂前・改訂後	
P41 ① 著作権法 6行目以降	改訂前	著作権が保護されるのは、著作者の 死後 50 年 または 公表後 50 年間 です。なお、 創作後 50 年 以内に公表していない場合には、 創作後 50 年間 が保護の期間となります。 また、法人その他の団体の著作権が保護されるのは、 公表後 50 年 です。なお、 創作後 50 年 以内に公表されなかった場合には、 創作後 50 年 が保護の期間となります。ただし、映画の著作権は公表後 70 年、創作後 70 年以内に公表されなかった場合には、創作後 70 年が保護の期間となります。
	改訂後	著作権が保護されるのは、著作者の 死後 70 年 または 公表後 70 年間 です。なお、 創作後 70 年 以内に公表していない場合には、 創作後 70 年間 が保護の期間となります。 また、法人その他の団体の著作権が保護されるのは、 公表後 70 年 です。なお、 創作後 70 年 以内に公表されなかった場合には、 創作後 70 年 が保護の期間となります。 ただし、映画の著作権は公表後 70 年、創作後 70 年以内に公表されなかった場合には、創作後 70 年が保護の期間となります。

P68 ④ 委任契約と 請負契約 10、11行目	改訂前	請負契約では仕事にミス（瑕疵）があった場合には修復や損害を賠償する責任（瑕疵担保責任）があることを 643 条で定めています。
	改訂後	請負契約では、562 条（買主の追完請求権）に対応して、注文主の指図に起因せず仕事の結果が契約内容に適合しない場合には修復や損害を賠償する責任（契約不適合責任）があることを 636 条で定めています。
P68 例題1-40の解説 4行目以降	改訂前	また、請負人の担保責任について、第 634 条で「1. 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。」と定めています。
	改訂後	また、562 条（買主の追完請求権）に対応して、注文主の指図に起因せず仕事の結果が契約内容に適合しない場合には修復や損害を賠償する責任（契約不適合責任）があることを 636 条で定めています。